

平成20年6月6日

各都道府県知事 殿

総務事務次官

平成20年度地方財政の運営について

平成20年度の地方財政については、政府としては、地方財政の重要性にかんがみ、その運営に支障が生じることのないよう所要の対策を講じることとし、「平成20年度地方財政計画」（平成20年1月25日閣議決定、別紙1及び別紙2）及び「平成20年度地方債計画」（平成20年総務省告示第266号及び第294号、別紙3）を策定し、また、第169回国会において4月30日に「地方税法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第21号）、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第22号）及び「地方法人特別税等に関する暫定措置法」（平成20年法律第25号）が成立したところです。うち前二法については、同日に公布、施行され、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成20年4月30日付け総務事務次官通知）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行について」（平成20年4月30日付け総務事務次官通知）により通知したところです。なお、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」は、平成20年10月1日から施行されます。

平成20年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化

する中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、平成8年度以降13年連続して、「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当する財源不足が生じるという深刻な事態に直面しました。

また、地方財政は、バブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が累積しており、平成20年度末においては、地方債（普通会計債）残高が137兆円、これに交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）の借入金残高並びに普通会計でその償還財源を負担することとなる公営企業債残高を加えると、借入金の総額は197兆円に達する見込みとなっています。今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることなどから、地方財政は、構造的にみて、極めて厳しい状況にあります。

さらに、高齢化が本格化する中であって、我が国の経済活力を維持し、社会保障制度や少子化対策を充実していくためには、持続的な経済成長を図るとともに、財政健全化に向けた歳出歳入一体改革に取り組んでいくことが求められています。

このような状況の下で、地方公共団体が、国民の要請に応じてその役割を適切に果たしていくためには、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めつつ、地方分権を推進し、地方公共団体の創造性・自律性を高め、活力ある地方を創るための施策の展開が可能となるよう地方税財源の充実確保を図っていく必要があります。

平成20年度の地方財政運営に当たっては、このような地方財政の現状を踏まえ、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することとして、下記事項に十分留意の上、経済の動向に即応した機動的・弾力的な運営にも配意し、節度ある財政運営を行うようお願いします。

また、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願いします。

なお、本通知は「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

### 第一 財政運営の基本的事項

#### 1 平成20年度の経済財政運営と国の予算

(1) 「平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成20年1月18日閣議決定）においては、平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度は次のとおりとされている。

ア 若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる「希望と安心」の国の実現を目指し、①成長力の強化、②地方の自立と再生、③安心と信頼のできる財政、社会保障、行政の構築、の3つを一体のものとして推進することとしていること。

民間需要主導の持続的な成長を図るとともに、これと両立する安定的な物価上昇率を定着させるため、政府と日本銀行は、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定。以下「基本方針2007」という。）に示されたマクロ経済運営に関する基本的視点を共有し、政策運営を行うこととしていること。今後とも、経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策運営を行うこととしていること。

イ このような経済財政運営の下、我が国経済は、物価の安定の下での民間需要中心の経済成長になると見込まれ、平成20年度の国内総生産は、526.9兆円程度、名目成長率は2.1%程度、実質成長率は2.0%程度となるものと見込まれていること。

なお、エネルギー・原材料価格高の影響等から景気の下振れリスクが高まっており、また、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられるので、各地方公共団体においては、経済動向を十分踏まえて適切な財政運営を行うよう配慮されたい。

(2) 平成20年度の国の予算及び財政投融资計画は、次のような基本的考え方により、編成された。

ア 平成20年度予算は、歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であり、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国・地方を通じ、引き続き「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定。以下「基本方針2006」という。）及び「基本方針2007」に則り、最大限の削減を行うとともに、若者が明日に希望を持ち、お年寄りが安心できる「希望と安心」の国の実現のため、予算の重点化・効率化を行うこと。

イ 歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、一般歳出及び一般会計歳出について厳しく抑制を図ること。足下の経済情勢や税収動向を踏まえ、新規国債発行額について極力抑制すること。

ウ 税制については、「基本方針2007」を踏まえ、高齢化に直面する中で、成長力を高め、21世紀の我が国にふさわしい税制を構築すること。歳出改革等を実施した上で、それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増については、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにすること。今後、国民的な合意を目指して、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組むこと。

(3) 地方財政については、「平成20年度予算編成の基本方針」（平成19年12月4日閣議決定）において、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に則り、国の取組と歩調を合わせて、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり厳しく抑制を図るとともに、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保すること等の方針が示された。

(4) このような方針に基づいて編成された平成20年度の一般会計予算の規模は、83兆613億円（前年度比1,525億円、0.2%増）で、一般歳出は、47兆2,845億円（前年度比3,061億円、0.7%増）となっている。

また、財政投融资計画の規模は1兆3千8億9千万円（前年度比2,933億円、2.1%減）となっている。

## 2 平成20年度の地方財政計画

平成20年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿って、国の取組と歩調を合わせて、歳出全般にわたり見直しを行うことにより計画的な抑制を図る一方、喫緊の課題である地方の再生に向け、地方の知恵と工夫を活かした産業振興や地域活性化、生活の安全安心の確保等の施策の推進に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、地方財政計画を策定した。

この結果、平成20年度の地方財政計画の規模は、歳入、歳出ともに8兆3千4億1千4百万円（「地方再生対策費」を除き8兆3千1億4千万円）で、前年度比2,753億円、0.3%の増（同1,247億円、0.2%の減）となっている。

平成20年度の地方財政計画の概要は、次のとおりである。

- (1) 地方税については、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与することとしたこと。

また、最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税について、寄附金控除の拡充、上場株式等の配当等・譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を行い、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長並びに公益法人制度改革に対応した所要の措置を講じるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととした

こと。

- (2) 喫緊の課題である地方の再生に向けた総合的な戦略と連携した地方税財政上の対応として、「地方と都市の共生」の考え方の下、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方財政計画の歳出に、地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策に必要な特別枠「地方再生対策費」を創設することとしたこと。

「地方再生対策費」は、今般の偏在是正による効果額を勘案して、4,000億円を計上することとしたこと。ただし、偏在是正の効果が発現するまでの間は、つなぎ措置として、その財源のうち3,700億円（交付団体の需要増加相当額）の全部又は一部を臨時財政対策債の発行により確保することとし、平成20年度においては、偏在是正の効果が発現しないため、その全額を臨時財政対策債の発行により措置することとしたこと。

- (3) 地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する中で、経費全般について徹底した節減合理化に努めたが、社会保障関係経費の自然増や公債費が依然高水準であること等により、大幅な財源不足が生じる見込みとなったため、平成19年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還を平成25年度以降に繰り延べた上で、当該償還予定額（5,869億円）を平成20年度に繰り越し地方交付税の総額に加算するとともに、平成20年度に予定されていた交付税特別会計借入金の償還を平成26年度以降に繰り延べることとしたこと。また、平成18年度精算分の一部（5,016億円の減額のうち3,016億円）を平成21年度に繰り延べることとしたこと。

- (4) 上記(3)の結果、なお生じる地方財源不足見込額5兆2,476億円については、平成19年度に講じた平成21年度までの間の制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補てん措置を講じることとしたこと。その結果、平成19年度に引き続き、国と地方が折半して補てんすべき額は生じないこととなること。

ア 建設地方債（財源対策債）の増発 1兆5,400億円

イ 国の一般会計加算による地方交付税の増額 6,744億円（うち「地方交付税法」附則第4条第1項第3号の加算額2,000億円、同項第4号の加算額4,744億円）

ウ 「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）の発行 2兆8,332億円（うち既往の臨時財政対策債の元利償還分1兆2,522億円、決算かい離是正分1兆2,110億円、地方再生対策費分3,700億円）

エ 「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成11年法律第17号）附則第4条第1項に規定する特別交付金の交付 2,000億円

(5) 上記の結果、平成20年度の地方交付税総額については、15兆4,061億円（前年度比2,034億円、1.3%増）を確保することとし、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額については、18兆2,393億円（前年度比4,066億円、2.3%増）と、平成15年度以来の増額確保を図ることとしたこと。また、一般財源総額（地方税、地方交付税、臨時財政対策債、地方譲与税、地方特例交付金等の合計額をいう。）は、59兆8,858億円（前年度比6,592億円、1.1%増）と、平成19年度における増額幅を更に上回る増額を図ることとしたこと。特に、交付団体（平成19年度算定ベース）の一般財源総額について、前年度比5,800億円程度の増を確保することとしたこと。

(6) 交付税特別会計借入金については、平成19年度の地方財政対策時において、地方税収入及び地方交付税の原資となる国税収入の大幅な伸びが見込まれたことから、「日本経済の進路と戦略」参考試算（平成19年1月18日経済財政諮問会議提出）における経済成長率も勘案し、平成38年度までの償還計画を新たに作成したところであるが、その後の地方税収入及び国税収入の伸びの鈍

化を勘案し、必要な地方交付税総額を確保するため、平成19年度、平成20年度及び平成21年度に行う予定となっている償還をそれぞれ平成25年度以降、平成26年度以降及び平成27年度以降に繰り延べる方式により、現行の償還期限の範囲で償還計画を見直すこととしたこと。

### 3 平成20年度の財政運営の基本的考え方

地方公共団体においては、平成20年度末の借入金残高が197兆円と見込まれるなど極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、国・地方を通じ、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務である。

また、財政の健全性の確保に留意しつつ、喫緊の課題である地方の再生に向け、地方の知恵と工夫を活かした産業振興、地域活性化や生活の安全安心の確保等の重点施策の展開等に積極的に取り組むことが必要である。

平成20年度の地方財政運営に当たっては、以上のことを踏まえ、各地方公共団体においては、それぞれの歳出をその構造にまで踏み込んで厳しく見直し、財政健全化について、一層の努力を行う必要がある。あわせて、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することとして、節度ある財政運営に努められたい。

### 4 地方分権改革、市町村合併及び行政改革の推進等

#### (1) 地方分権改革の推進

地方分権改革については、地方分権改革推進委員会において審議が進められており、先般5月28日には、個別行政分野に係る国と地方の役割分担の見直し、都道府県から市町村への権限移譲等を中心とした第一次勧告が内閣総理大臣に提出された。

今後、他の課題についても順次勧告が行われる予定であり、政府においては、



「新分権一括法案」（仮称）を平成21年度中できるだけ速やかに国会に提出することとし、地方分権推進計画を策定するための所要の作業に着手してこれを着実に進めるなど、一体となって地方分権改革に強力に取り組んでいくこととしている。

各地方公共団体においては、こうした動向を注視し、具体的な提案や意見の表明など、適時適切に対応されたい。

## (2) 市町村の合併の推進

市町村合併については、平成11年3月31日に3,232であった市町村数が、本年11月1日には、1,784となる予定であり、相当の進展を見たところであるが、都道府県ごとの進捗状況には差異が見られ、また、小規模な市町村がなお多数存在している。

未合併の市町村においては、少子高齢化の進行や厳しい財政状況、さらに今後一層の地方分権改革の進展等を踏まえ、地域の課題に対応しつつ行政サービスを維持・向上させるため、長期的な視野に立ち、合併について真剣に検討することが必要である。合併のために必要な協議には一定の時間を要することから、「市町村の合併の特例等に関する法律」（平成16年法律第59号。以下「合併新法」という。）の期限まで2年を切ったこの時期に、市町村の将来の在り方について結論が得られるよう検討されたい。

都道府県においては、「合併新法」に基づき、合併に向けた市町村の取組を支援するなど引き続き市町村合併を積極的に推進されたい。

また、合併の推進及び合併した市町村の新しいまちづくりを支援するため、市町村合併支援プランに基づき、引き続き、所要の地方財政措置を講じることとしているので、各地方公共団体においては、各種支援等の積極的な活用を図られたい。

さらに、合併後の市町村にあつては、合併による経営規模拡大のメリットが十分に発揮されるよう、行政改革を積極的に推進されたい。

なお、市町村合併時における公文書等の適切な保存については、これまでも、公文書等の重要性を踏まえ、その適切な対処をお願いしてきたところであるが、その一層の推進を図られたい。

### (3) 行政改革の推進

地方分権を一層推進するためには、国民の理解を得ることが不可欠であり、地方公共団体が総力を挙げて行財政改革に取り組むとともに、適切に説明責任を果たし、各団体の取組状況を比較可能な形で分かりやすく示すことが必要である。

総務省においては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知。以下「新地方行革指針」という。）を示し、「集中改革プラン」の公表をはじめとした行政改革に積極的に取り組むよう要請し、既にほとんどの団体に集中改革プランの公表が行われたところである。

地方公共団体においては、集中改革プランに明示した数値目標の達成に向け、同プランに基づく取組を着実に実施するとともに、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下「行革推進法」という。）等を受け策定された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日付け総務事務次官通知。以下「地方行革新指針」という。）を踏まえ、公共サービスの見直しや市場化テストの積極的な活用など、更なる行政改革に取り組まれない。

### (4) 定員管理関係

定員については、「基本方針2006」において5年間で行政機関の国家公務員の定員純減（▲5.7%）と同程度の定員純減を行うこととされており、「地方行革新指針」を踏まえ、集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に引き続き取り組むとともに、毎年度の達成状況を検証するなどして、職員数の一層の純減を図られたい。

「新地方行革指針」に基づき、事務・事業全般にわたり総点検を実施するなど、民間委託等を推進されたい。なお、技能労務職の採用に当たっては、真に正規職員でなければ対応できないものであるか等について十分検討されたい。

また、国の法令による定員配置の基準を超えて職員を配置している場合にあつては、当該法令の趣旨等を踏まえて、定数の適正化を図るなど、適切に対処されたい。

#### (5) 給与関係

給与については、「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」（平成19年10月30日付け総務事務次官通知）及び「地方行革新指針」等に基づき、特に次の事項について適切に対応されたい。

##### ア 給与構造見直しと給与の適正化等

地域民間給与の適切な反映等を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しをいまだ実施していない団体においては、直ちにこれを実施すること。

また、人事委員会機能を発揮することなどにより、地域の民間給与をより的確に反映させること。

##### イ 技能労務職員等の給与

技能労務職員の給与については、「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」（平成19年7月6日付け自治行政局公務員部長・大臣官房審議官（公営企業担当）通知）に留意し、技能労務職員及び地方公営企業においてこれに相当する職種に従事する職員等の給与等について総合的な点検を行い、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を住民に分かりやすく明示した取組方針を、19年度中を目途に策定し公表することを要請したところであるが、いまだ策定・公表していない団体にあつては、直ちに策定し公表すること。

##### ウ 給与・諸手当の適正化

給与や諸手当において不適正な制度・運用がある場合には、直ちにその適正化を図ること。特に、地域手当について、国における指定基準に基づく支給割合を超えて支給している団体、支給地域に該当していない地域において支給している団体にあつては、直ちに是正すること。

#### エ 退職手当

退職手当についても、国家公務員における退職手当の構造面の見直しを踏まえた見直しを実施していない団体においては、速やかに国に準じて見直すとともに、退職時の特別昇給を廃止していない団体においては、直ちに是正措置を講じること。

#### (6) 給与及び定員管理の状況の公表

給与及び定員管理の状況の公表については、平成18年3月から運用開始している給与情報等公表システムについて、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底されたい。

#### (7) 職員の人事評価

勤務成績を適切に評価するには、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められており、公正かつ客観的な人事評価システムの構築に早急に取り組まされたい。なお、このシステムが未整備の場合でも、現行制度の運用改善により、勤務実績の給与への反映に努められたい。

#### (8) 指定管理者制度の運用

平成15年度に導入された指定管理者制度は、導入後5年を経過し新たな指定管理者の選定に入ろうとしている団体が多いと見込まれるところであり、運用に当たっては以下の事項に留意し、その在り方について検証及び見直しを行われたい。

ア 指定管理者の選定の際の基準設定に当たっては、公共サービスの水準の確保という観点が必要であること。

イ 指定管理者の適切な評価を行うに当たっては、当該施設の態様に応じ、公

共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入することが重要であること。

ウ 指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。また、委託料については、適切な積算に基づくものであること。

## 5 財政の健全化の推進

地方公共団体においては、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、簡素で効率的な行政システムを確立するため、次の事項に留意の上、財政健全化に努められたい。

また、都道府県においては、当該都道府県内の市町村の財政運営に関する総合的な調査等を通じて、行財政運営の適正合理化、財政構造の改善、適正な財務の処理等市町村の財政運営全般についての的確な助言を行うなど適切に対処されたい。

(1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。

以下「地方公共団体財政健全化法」という。）は、本年4月1日から健全化判断比率及び資金不足比率の公表等に関する規定が施行され、平成19年度決算から適用されることから、健全化判断比率等の適正な算定を行った上で、手続に従って速やかに公表すること。

(2) 「地方公共団体財政健全化法」による財政健全化計画の策定の義務付け等に関する規定は平成21年4月1日から施行され、平成20年度決算から適用されることを念頭に置き、普通会計のみならず、公営企業などの特別会計や地方公社・第三セクター等の状況について、収支、経営状況、資産及び将来負担の実態も含め適切に把握し、当該団体の財政状況を全体としての的確に分析した上で、総合的な行財政の健全化に取り組むこと。

(3) 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示を進めること。また、「財政状況等一覧表」や「財政比較分析表」の作成・公表をしているところで

あるが、こうした取組を更に進めるため、「地方公共団体の歳出比較に係る財政情報の開示について」（平成20年2月8日付け自治財政局財務調査課長通知）に基づき作成・公表している「歳出比較分析表」の活用も図り、財政情報の開示を一層推進すること。

- (4) 公会計の整備については、「新地方公会計制度実務研究会報告書」（平成19年10月17日公表）における「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」を活用し、「公会計の整備推進について」（平成19年10月17日付け自治財政局長通知）の内容にも留意して、「地方公共団体財政健全化法」の施行を踏まえ、平成21年度までに一定の資産評価を行った上で財務書類を整備できるよう取り組むこと。

また、「行革推進法」の趣旨及び「地方行革新指針」において資産・債務改革の方向性と具体的な施策を平成21年度までに策定することとされていることを踏まえ、資産・債務改革に向けた取組を進めること。

- (5) 公金の取扱い及び予算執行等については、関係法令に則り適正に行うよう留意すること。

特に、一時借入金や外部団体等に対する短期貸付金については、会計年度独立の原則や出納整理期間の趣旨を逸脱することのないよう適正な財務処理を図ること。

- (6) 債務負担行為の設定に当たっては、将来の財政への影響を十分に考慮して、過大な負担が生じることのないよう、慎重に行うこと。

また、本来地方公共団体自らの責務とすべきものについて、債務負担行為を設定することにより、地方公社等に肩代わりさせ、負担を先送りさせるようなことは厳に慎むこと。

なお、国営土地改良事業に対する負担金等を含め、債務負担行為の設定が必要なものについては、適切に予算計上すること。

- (7) 国と地方公共団体間、地方公共団体相互間等における財政秩序は、これを厳

に保持する必要がある、各地方公共団体においては、「地方財政再建促進特別措置法」（昭和30年法律第195号）第24条（平成21年4月1日以降においては「地方公共団体財政健全化法」附則第5条）の規定等を踏まえ、引き続き財政秩序の維持・確立に努めること。

なお、同条ただし書の規定により、地方公共団体が国立大学法人等に対して寄附金等を支出できる場合の要件・手続を定めた「地方財政再建促進特別措置法施行令」（昭和30年政令第333号）については、地方公共団体と国立大学等が連携した地方再生を進める観点から、その制限を緩和するとともに手続の簡素化等を図ったところであり、「地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令等について」（平成20年3月19日付け自治財政局財務調査課長通知）及び「国立大学法人等に対する寄附金の支出等に関する取扱いについて」（平成19年12月28日付け自治財政局財務調査課長通知）に基づき、適切に対処すること。

## 6 公共工事の入札及び契約手続の適正化等

(1) 公共調達については、入札談合の排除を徹底し、随意契約等の一層の適正化を図るために、国の機関等が当面迅速かつ適切に実施すべき施策を取りまとめた「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」（平成18年2月24日付け公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議決定）を踏まえ、公共調達の適正化に向けた取組を更に推進されたい。

(2) 今般、公共工事の品質確保を実現するための総合評価方式の普及が地方公共団体では遅れていること、不良不適格業者の存在、地元優良業者の淘汰、下請企業等へのしわ寄せ等の問題に対する総合的な対策として、「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」（平成20年3月28日付け公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）を取りまとめ、政府一体となって、必要な対策を迅速に進めることとしたところであり、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成20年3月31日付け総務省自治行

政局長・国土交通省大臣官房建設流通政策審議官通知)を十分に踏まえ、公共工事の品質確保に向けた取組を更に推進されたい。

- (3) 住民票の写しの交付等の事務については、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」(平成13年法律第120号)により郵便局において取り扱わせることができ、また、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)により官民競争入札等を実施し民間事業者に業務を委託することができることとされているので、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、これらの制度の活用に努められたい。

## 7 道路特定財源等

- (1) 道路特定財源制度等については、「道路特定財源等に関する基本方針」(平成20年5月13日閣議決定)において、次の事項について道路特定財源等に関する関係閣僚会議において具体化を進めることとされているので、その動向に留意されたい。

ア 道路関連公益法人や道路整備関係の特別会計関連支出の無駄を徹底的に排除すること。

政府全体で、行政と密接な関係にある公益法人について、6月末までに集中点検を実施し、支出の無駄を徹底的に是正すること。

イ 道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し21年度から一般財源化すること。

その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置すること。また、必要と判断される道路は着実に整備すること。

一般財源化の法改正により、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和33年法律第34号。以下「道路財政特措法」という。)における道路特定財源制度の規定は21年度から適用されないこととなること。



ウ 暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、今年度の税制抜本改革時に検討すること。

エ 道路の中期計画は5年とし、最新の需要推計などを基礎に、新たな整備計画を策定すること。この計画は、20年度道路予算の執行にも厳格に反映すること。

オ ガソリン税などの暫定税率の失効期間中の地方の減収については、各地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、国の責任において適切な財源措置を講じること。その際、地方の意見にも十分配慮すること。

(2) 「道路財政特措法」等に基づき、地方道路整備臨時交付金の制度改善（対象事業の拡大及び財政状況に応じた交付率の引上げ）が行われるとともに、道路整備に関する地方の財政負担の軽減を図るための臨時措置として、無利子貸付制度（地方道路整備臨時貸付金）が創設されているので留意されたい。

## 8 個性と活力ある地域社会の振興

平成20年度においては、「地方と都市の共生」の考え方の下、地方税の偏在是正により生じる財源を活用した「地方再生対策費」4,000億円の創設に加えて、特に次の事項について財政措置を講じることとしているので、各地方公共団体においては、それぞれの地域の特色を活かしつつ、地域の自立や活性化につながる基盤整備、生活関連社会資本の整備、災害等に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実等に努められたい。

(1) 地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、「頑張る地方応援プログラム」により、市町村プロジェクトの取組経費に係る特別交付税措置、成果指標の普通交付税算定への反映、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（平成19年法律第40号）に基づく減収補てん措置等を講じることとしていること（交付税措置額3,000億円程度）。また、地方公共団体のプロジェクトに対して、関

係各省と連携し、補助事業の優先採択等について配慮を行うこととしていること。

平成20年度においては、新たに、人材支援措置として、地域人材力活性化事業（先進市町村で活躍している職員や民間専門家の紹介・派遣など）を実施することとしていること。

(2) 地域再生関連対策、地域を支える人づくり事業、地域文化振興対策、科学技術振興対策、地域情報化推進事業、わがまちづくり支援事業、地域経済新生事業、特定地域経済活性化対策、中小企業金融対策、中心市街地再活性化特別対策事業、農山漁村地域活性化対策、森林・林業振興対策、教育情報化対策、教育教材の整備推進、特別支援教育の推進、生活交通確保対策、観光立国推進対策、国際化推進対策（外国青年招致事業を含む。）、治安維持特別対策、共生のまちづくり推進、介護保険制度支援対策、地域環境保全・創造対策、石綿健康被害救済対策、国土保全対策、防災対策事業、防災拠点の耐震促進事業、石油コンビナート等防災強化対策及び国民保護対策については、引き続き地方交付税等による措置を講じることとしていること。なお、以下の点に留意すること。

ア 「地域情報化推進事業」については、「IT新改革戦略」（平成18年1月19日IT戦略本部策定）において掲げられた「申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする」という目標の達成に向け、申請・届出等手続のオンライン化及びオンライン利用促進に積極的に取り組むこと。また、安全・安心なICT社会を目指すセキュリティ対策の水準を強化するとともに、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード及び公的個人認証サービス等を活用した電子自治体の実現に向けて、積極的に取り組むこと。

なお、電子自治体の推進並びに住民サービスの向上及び市区町村事務の効率化を図るため、住民基本台帳カードの交付手数料の無料化に要する経費に

対し、平成20年度から地方交付税措置を講じることとしていること。

イ 「農山漁村地域活性化対策」のうち、「ふるさと農道緊急整備事業」及び「ふるさと林道緊急整備事業」については、事業期間を延長することとしていること。

ウ 「教育教材の整備推進」については、教材の更新に必要な経費について地方交付税措置を講じるとともに、図書整備については、平成23年度までに学校図書館図書標準の標準冊数を整備することを目標に、計画的な学校図書整備に必要な経費について地方交付税措置を講じることとしていること。

エ 「特別支援教育の推進」については、平成19年度から2年間でおおむね全小中学校に特別支援教育支援員を配置できるよう、地方交付税措置を講じているところであり、平成20年度は配置人数を約30,000人に拡充することとしていること。

(3) ふるさと融資制度については、離島地域及び特別豪雪地帯における融資比率の引上げ及び融資限度額全体の引上げの特例措置を、平成21年3月31日まで延長するほか、新たに地域再生計画認定地域（内閣府の地域再生支援利子補給金の支援措置（地域再生に係る日本政策投資銀行の低利融資を含む。）を活用するために地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）について、特定地域経済活性化対策推進地域及び沖縄県の区域と同様の融資比率及び融資限度額を適用することとしていること。

(4) 有害鳥獣の駆除に要する経費については、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）の施行に伴い市町村が被害防止計画に基づく被害防止施策を実施する際に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしていること。

(5) 「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」（平成20年法律第32号）に基づき、市町村が作成する「特定間伐等促進計画」に位置付けて実施される追加的な間伐等に要する経費について地方債の特例措置を講じることとし

ていること。

- (6) 独立行政法人緑資源機構が平成19年度限りで廃止されたことに伴い、同機構が実施してきた緑資源幹線林道事業について、地方公共団体が主体となり国庫補助事業として実施する場合の地方負担については、平成20年度から地方財政措置を講じることとしていること。
- (7) 「地方特定道路整備事業」については、事業期間を延長することとしていること。
- (8) 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」（平成20年法律第49号）に基づく鉄道事業再構築事業を実施する地方公共団体が、地域の公共サービスに不可欠な役割を果たす鉄道の車両購入等に対して助成する経費について、平成20年度から地方交付税措置を講じることとしていること。
- (9) 平成20年度から開始する「子ども農山漁村交流プロジェクト」の推進のため、国においてモデル事業を実施することとしているが、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する、事業の推進体制及び受入体制の整備並びに宿泊体験活動に要する経費について、地方財政措置を講じることとしていること。
- (10) 小中学校における退職教員等外部人材活用事業の創設に伴い必要となる地方負担については、平成20年度から地方交付税措置を講じることとしていること。
- (11) 地域の医師不足等が深刻である状況にかんがみ、「緊急医師確保対策（平成19年5月31日政府・与党）」等を踏まえ、医師の養成を図るための都道府県の奨学金貸与事業の拡充、地域医療対策協議会の開催及び医師不足病院等における地域の開業医の活用等による医師確保支援事業に要する経費について、地方交付税措置を拡充することとしていること。
- (12) 「子育て支援事業」については、「新しい少子化対策について」（平成18年6月少子化社会対策会議決定）、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

(平成19年12月少子化社会対策会議決定)等を踏まえ、児童虐待防止対策の重点的な取組や妊産婦健診費用の助成、地域における子育て力の強化、少子化対策推進本部の設置等、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する総合的な少子化対策事業に要する経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(13)「肝炎治療特別促進事業」として、国内最大の感染症である肝炎について、肝がんへの進行予防、肝炎治療の効果的推進のため、都道府県が行うB型及びC型肝炎のインターフェロン治療に係る医療費の助成に要する経費について、平成20年度から地方交付税措置を講じることとしていること。

(14)いわゆるニート等の若者の就労支援等を行う「地域若者サポートステーション」について、地方公共団体が地域の実情に応じて独自に実施する取組について平成20年度から地方交付税措置を講じることとしていること。

(15)公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに市町村における事務の効率化を図る観点から、平成21年度に個人住民税の公的年金からの特別徴収制度を導入するため、市町村における特別徴収のためのシステムの開発経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(16)「消防広域化支援対策」については、都道府県が策定した消防広域化推進計画に定められた広域化対象市町村に対して、広域消防運営計画の作成に係る経費及び消防の広域化に伴って必要となる経費について、引き続き地方財政措置を講じることとしていること。また、都道府県が、広域化対象市町村に対して広域消防運営計画の作成等に関する情報提供や助言等を行うために必要となる経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

(17)「高規格救急自動車整備促進事業」として、消防力の整備指針に基づき算定された数を超えて有する高規格救急自動車以外の救急自動車(予備車を含む。)を、高規格救急自動車に更新整備するとともに救急救命士により運用する場合には、当該高規格救急自動車の更新整備については、平成20年度から所要の

地方債措置を講じることとしていること。あわせて、救急救命士の養成期間中における救急隊員の確保に必要な経費について、地方交付税措置を講じることとしていること。

- (18)「地震防災対策特別措置法」(平成7年法律第111号)に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業については、当該事業に充てられる地方債の元利償還金について講じている地方交付税措置を平成19年度から全国に拡充したところであり、地域の安全・安心を確保するため、国の予算も十分に活用しながら、大規模な地震による倒壊等の危険性の高い公立小中学校施設について、積極的に耐震化を推進すること。

## 第二 歳入に関する事項

### 1 地方税

地方税については、社会経済情勢の変化に即応しつつ、次の事項に留意し、税収の確保に努められたい。

なお、地域経済振興施策の適切な実施等による将来の税源のかん養にも配慮されたい。

- (1) 平成20年度の地方税制改正による増減収額と国の税制改正に伴う増減収額とを合わせ、平成20年度の税制改正による減収額を30億円と見込んでいること。なお、自動車取得税及び軽油引取税の税率等の特別措置の適用期限については、延長していること。
- (2) 地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、975億円、0.2%増の40兆4,703億円(道府県税にあつては0.1%の減、市町村税にあつては0.5%の増)になるものと見込まれること。
- (3) 平成19年に行われた所得税から個人住民税への税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置による還付又は充当額については、還付又は充当見込額を平成20年度の地方財政計画における個人住民税の税収見込額から控除するこ

ととしていること。

また、平成20年7月には税源移譲時の年度間の所得変動に係る減額措置の申告が行われることとなっていることから、この措置の対象となり得る者に対する制度の周知徹底に努めること。

なお、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の申告について、申告期限である平成20年3月17日以後において納税通知書が送達される時までに提出されたときも適用することとされていることから、引き続き、これらの措置の対象となり得る者に対する制度の周知徹底に努めること。

(4) 税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与することとしていること。

#### ア 地方法人特別税

- ① 法人事業税（所得割・収入割）の一部（2.6兆円）を分離し、地方法人特別税（国税）とする。
- ② 地方法人特別税の課税標準は法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）とする。
- ③ 地方法人特別税の賦課徴収は都道府県が行う。
- ④ 平成20年10月1日以降に開始する事業年度から適用する。

#### イ 地方法人特別譲与税

- ① 地方法人特別税の税収は、都道府県に地方法人特別譲与税として譲与する。
- ② 譲与基準は、人口（1/2）及び従業者数（1/2）とする。

(注) 今回の改正による減収額が、普通交付税算定上の財源超過額の1/2を超える場合、減収額の1/2を限度として、当該を超える額を譲与額に加算する。

③ 地方法人特別譲与税は平成21年度から譲与する。なお、地方法人特別譲与税については、普通交付税の基準財政収入額にその75%を算入する。

(5) 平成19年より税源移譲が実施されたことにかんがみ、地方税の賦課徴収については、課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理の実施等従前にも増して執行面における税負担の公平確保に努めるとともに、効率的な体制の整備及び事務の執行に留意すること。

(6) 課税自主権を活用し、地方自ら財源確保を図ることは、地方分権の観点から望ましいものであるが、超過課税については、その実施や継続に当たって、その趣旨について説明し、周知徹底を図るなど、納税者等の理解と協力が得られるよう、十分な配慮を払うこと。

法定外税の新設又は変更については、公平・中立などの税の原則に則り、税負担を求める者の範囲や課税標準の在り方などについて、十分な検討を行うこと。また、税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対し課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めること。

## 2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、7,027億円で、前年度比64億円、0.9%の減となっている。

なお、地方法人特別譲与税については、平成21年度から譲与することとしている。

## 3 地方特例交付金等

地方特例交付金等の総額は、4,735億円で、前年度比1,615億円、51.8%の増となっているが、次の事項に留意されたい。

### (1) 児童手当特例交付金（児童手当の拡充に伴う地方特例交付金）

児童手当特例交付金の総額は、平成18年度における児童手当の制度拡充に



伴う地方負担の増加に対応するために必要な639億円に平成19年度における制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために必要な544億円を加算した1,183億円であること。

(2) 減収補てん特例交付金（住宅借入金等特別税額控除による減収に伴う地方特例交付金）

平成18年度の税制改正により、住宅借入金等特別税額控除の既適用者（平成11年度から平成18年度までの入居者）について所得税から住民税への税源移譲により所得税で控除しきれない税額控除額を住民税から控除することとなったことに伴い地方公共団体に生じる減収を補てんするため、減収補てん特例交付金を創設することとしており、その総額は、1,552億円であること。

(3) 特別交付金

減税補てん特例交付金が平成18年度をもって廃止されたことに伴う経過措置として交付される特別交付金の総額は、2,000億円であること。

#### 4 地方交付税

平成20年度の地方交付税の総額は、15兆4,061億円で、前年度比2,034億円、1.3%の増（別紙4）となっているが、特に次の事項に留意されたい。

(1) 基準財政需要額

ア 地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、「地方と都市の共生」の考え方の下、地方が自主的・主体的に行う活性化施策に必要な経費を算定する「地方再生対策費」4,000億円を創設することとしていること。

イ 魅力ある地方の創出に向けた取組についての成果指標を交付税の算定に反映する「頑張る地方応援プログラム」の地方交付税措置については、前年度と概ね同様の算定方法により、2,200億円程度を算定することとしていること。

ウ 市町村分の地域振興費（面積）に適用していた投資補正Ⅰを廃止するとと

もに数値急増補正の適用を見直すほか、最近の決算の状況等を踏まえ、引き続き普通態容補正の個別係数を縮減することとしていること。

また、最近の国勢調査結果等に基づき普通態容補正の種地の見直しを予定していること。

エ 引き続き、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講じることとしていること。

また、三位一体の改革により税源移譲することとされた国庫補助負担金分については、引き続き基準財政需要額に算入することとしていること。

その他、基準財政需要額の増減は、各地方公共団体における公債費のウェイト等により各地方公共団体ごとにかかなりの差が生じるものと見込まれること。

## (2) 基準財政収入額

ア 税源移譲によって財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う影響分を当面100%算入することとしており、平成20年度は、所得税から個人住民税への税源移譲相当額及び児童手当特例交付金はその対象となるものであること。

イ 平成20年度から減収補てん特例交付金について新たにその75%を算入することとしていること。

(3) 前年度に引き続き臨時財政対策債の発行に伴い、2兆8,332億円を基準財政需要額から控除することとしていること。

なお、平成20年度においては、地方税の偏在是正効果が生じないため、臨時財政対策債の発行により「地方再生対策費」の財源を確保することとしており、これに伴い増加する臨時財政対策債振替相当額3,700億円については、道府県分の振替相当額に加算することとしていること。

## 5 国庫支出金

平成20年度の国庫支出金は、10兆831億円で、前年度比908億円、0.

9%の減となっている。

## 6 地方債

地方債については、平成20年4月30日及び5月13日付けで「平成20年度地方債同意等基準」（平成20年総務省告示第264号及び第292号）、「平成20年度地方債計画」（同第266号及び第294号）及び「平成20年度地方債充当率」（同第265号及び第293号）を告示しているところであり、次の事項に留意されたい。

(1) 平成20年度地方債計画の総額は、1兆4,776億円（前年度比332億円、0.3%減）、このうち普通会計分は9兆6,055億円（前年度比474億円、0.5%減）、公営企業会計等分は2兆8,721億円（前年度比142億円、0.5%増）であり、次の措置を講じていること。

ア 平成19年度に引き続き平成21年度までの3年間で5兆円程度の公的資金（旧資金運用部資金3兆3,000億円程度以内、旧簡易生命保険資金5,000億円程度以内、公営企業金融公庫資金1兆2,000億円程度）の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講ずることとしていること。

イ 地方財源の不足に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として臨時財政対策債2兆8,332億円を計上していること。

なお、資金については、原則として市町村について財政融資資金を配分することとし、8,500億円を確保していること。

あわせて、一般公共事業債、学校教育施設等整備事業債、一般廃棄物処理事業債、地域活性化事業債及び臨時地方道整備事業債の一部に係る充当率の臨時的引上げ等により財源対策債として1兆5,400億円を計上していること。なお、これは個別の地方公共団体の財政措置に不均衡が生じないように調整を図るための調整分を含めて計上しているものであること。

ウ 団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するため、

将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、退職手当債5,900億円を計上していること。

エ 集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む団体及び地域経済の活性化や地域雇用の創造による地域の再生に取り組む団体が、必要な公共施設の整備等を円滑に実施することができるよう、当該事業に係る通常の地方債に加えて行政改革等推進債を充当することができることとし、4,400億円を計上していること。

オ 「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号。以下「旧合併特例法」という。）の下で合併した市町村を支援するため、合併市町村及び都道府県が公共施設の整備等を計画的に実施できるよう、引き続き合併特例債及び合併推進債の所要額を計上していること。

また、「合併新法」の下で、都道府県の構想に位置付けられた市町村合併を支援するため、市町村及び都道府県が実施する当該市町村の合併に伴い特に必要となる事業について、引き続き合併推進債の対象とすることとし、所要額を計上していること。

なお、「旧合併特例法」第11条の2第1項第3号の規定に基づき合併特例債により積み立てられた基金の取崩しは、積立てのために特例的に認められた合併特例債の趣旨にかんがみ、当該積立てのために発行された合併特例債の元金償還が終わった額の範囲内で、取り崩すことが可能なものであること。

カ 辺地とその他の地域の格差是正を図り、また、過疎地域の自立促進のための施策を推進するため、辺地及び過疎対策事業債3,213億円を計上していること。なお、辺地要件の加算点数要件について、「当該地域において携帯電話が一社も通じない場合」を加えることとしていること。

キ 道路事業に係る無利子貸付金制度の創設に伴い、地方道路整備臨時貸付金債1,000億円を計上していること。

ク 地方債資金については、地方公営企業等金融機構の発足に伴い、地方公営企業等金融機構資金を創設するとともに、「行革推進法」を踏まえ、公的資金の縮減・重点化を引き続き図りつつ、所要の公的資金を確保することとしているほか、都道府県及び政令指定都市を中心に、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしていること。

(2) 民間資金の調達に当たっては、市場公募化の推進、証券発行方式の活用、満期一括償還化、発行単位の大規模化、発行時期の平準化、償還期間の多様化を図ること等により流通性の一層の向上や調達手段の多様化に努めること。

(3) 全国型市場公募債については、既発行団体にあつては発行規模の拡大に努めるとともに、全都道府県及び政令指定都市が全国型市場公募債を発行することを目指す観点から、未発行団体にあつては積極的にその発行を検討すること。

なお、平成20年度においては、新たに加わる1団体を含め43団体が全国型市場公募債を発行する予定であること。

その発行形式については、それぞれの地方公共団体が自ら交渉して、適切な条件決定方式を選択して発行すること。

また、中核市、特例市はもとより、その他の市町村においても、地域住民の行政参加意識の高揚とともに、地方債の個人消化及び資金調達手法の多様化を図る趣旨から推進している住民参加型市場公募債の発行に積極的に取り組むこと。

(4) 発行単位の大規模化による安定的かつ有利な資金調達を図るため、「地方財政法」第5条の7の規定に基づく共同発行市場公募債のうち全国型については平成20年度において発行規模1兆2,300億円、30団体を予定していること。なお、全国規模の共同発行に限らず、近隣地方公共団体間や都道府県・市町村間など様々な形の共同発行の推進に努めること。

(5) それぞれの地方公共団体において財政健全性を維持するための取組を行っていること、BIS規制上、信用リスクの標準的手法において、リスク・ウェイ

トがゼロとされていること等について、地方債の市場化の推進に対応し、住民及び市場関係者の一層の理解を得られるよう、積極的にIR活動（投資家・金融機関等への説明）等情報提供を行うこと。

(6) 地方債の管理に当たっては、施設の耐用年数等を勘案しつつ適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化に十分留意すること。

また、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、借換えにより対処するものとする。なお、償還期間を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰り延べとの印象を与えかねないため、慎むこと。

### 第三 歳出に関する事項

#### 1 給与関係経費等

地方財政において大きな比重を占める給与関係経費については、地方公共団体において適正化のための努力が払われてきているところであるが、なお一部の地方公共団体においては十分とはいえず、地方財政の状況と給与関係経費の在り方に対する世論の動向等にもかんがみ、引き続き積極的にその適正合理化に取り組む必要がある。このため、次の事項に留意し、引き続き給与関係経費の抑制と適正化に努力されたい。

(1) 平成20年度の地方財政計画における職員数については、「基本方針2006」における5年間で5.7%の定員純減目標に基づく純減を各年度均等に行うこととした上で、義務教育教職員の改善増等を見込むことにより、全体として28,319人の純減としていること。

(2) 平成20年度の地方財政計画の給料単価等については、平成17年人事院勧告の給与構造改革と同様の見直しに加え、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿って、地域民間給与の更なる反映、期末勤勉手当の支給月数の地域格差等の反映、級別職員構成の是正及び教員給与の見直しを見込んでいくこと。

(3) 団塊の世代の大量定年退職等に対処するため、地方財政計画上の退職手当を前年度比0.2%増の2兆3,865億円計上していること。

## 2 一般行政経費等

一般行政経費等については、次の事項に留意し、経費全般について徹底した見直しを行い、その節減合理化に努められたい。

(1) 一般行政経費（単独）については、前年度比0.8%減の1兆3,410億円を計上していること。

(2) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、医療制度改革に基づき平成20年4月から長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が施行されたことに伴い、従来の国民健康保険関係事業費から名称変更を行った上で拡充を図ることとし、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）3,226億円、都道府県調整交付金4,762億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）2,406億円を合算した1兆1,394億円を計上していること。

(3) 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に前年度比0.5%増の額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

(4) 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、平成20年度においても、5,700億円を地方財政計画に計上したところであり、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうようあらかじめ財源を留保すること。

## 3 投資的経費

投資的経費については、次の事項に留意し、公共事業及び地方単独事業の計画的・効率的な執行に努められたい。

(1) 国の公共事業関係費は前年度比3.1%減とされているが、地方財政計画における投資的経費のうち、直轄事業負担金については、前年度比1.9%減の

1兆1,152億円、補助事業費については、前年度比2.5%減の5兆3,692億円となっていること。

(2) 地方単独事業費については、前年度比3.0%減の8兆3,307億円を計上しており、「地域活性化事業」等の活用を図り、基盤整備への重点化を図りつつ、生活関連基盤の整備や地域経済の振興等に必要な事業を実施されたいこと。

(3) 国においては、公共事業等について、経済情勢や地域の実情を注視しつつ、機動的かつ弾力的な施行を図っていくこととし、従来にも増してきめ細かな対応を行うこととされているので、各地方公共団体においては、この趣旨を勘案の上、地方単独事業の施行も含め、各地域の経済の動向等に即し、適切に対応すること。

道路事業については、「道路財政特措法」の成立を踏まえ、国においては、地方道路整備臨時交付金の執行手続を迅速に行うこととされているので、各地方公共団体においては、適切に対応すること。

#### 4 公債費

公債費については、前年度比1.7%増の1兆3,796億円を計上しているが、依然として高い水準にあることにかんがみ、公債費に係る地方交付税措置や減債基金における既発債の償還財源の積立状況等を考慮し、実質的な後年度負担を把握しつつ年次償還計画を策定することなどにより、中長期的観点に立った適切な財政運営の確保に努められたい。

### 第四 地方公営企業等に関する事項

#### 1 地方公営企業

(1) 地方公営企業については、「地方公共団体財政健全化法」において、本年4月1日から資金不足比率の公表等に関する規定が施行されて平成19年度決算から適用されること、平成21年4月1日から経営健全化計画の策定の義務付けに関する規定が施行されて平成20年度決算から適用されること、また、資



金の不足額等が地方公共団体の連結実質赤字比率に反映されることを踏まえ、解消可能資金不足額の算定等を含め、指標の適正な算定・公表に向けて適切に取り組みたい。

また、「新地方行革指針」、「行革推進法」、「地方行革新指針」等を踏まえ、地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性、地方公営企業として実施する必要性について十分検討し、民営化・民間への事業譲渡を検討するとともに、公の施設の指定管理者制度、地方独立行政法人制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法の導入の促進、市場化テストの積極的な活用により、更なる経営改革に積極的に取り組みたい。

特に、「地方公共団体財政健全化法」により算定する平成19年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準を上回る公営企業においては、平成21年度から施行される経営健全化計画の義務付けを待つことなく、本年度から経営の健全化に取り組みたい。

(2) 地方公営企業が健全な経営を行いうるよう、公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分について、「平成20年度地方公営企業繰出金について」（自治財政局長通知）により別途通知することとしており、その適正な運用に努められたい。また、地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の措置を講じることとしているので、その適切な活用を努められたい。

ア 地方債計画においては、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保していること。

イ 平成19年度に引き続き平成21年度までの3年間で5兆円程度の公的資金の補償金免除繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置を講ずることとしており、繰上償還の承認を受けた企業は当該公営企業経営健全化計画の着実な実施に努めること。

ウ 水道事業及び工業用水道事業において、将来にわたって活用する見込みがない水道施設等（用途廃止施設）を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化を図る団体を支援するため、施設処分等に要する経費について、所要の地方債措置を講じることとしていること。

エ 下水道事業については、地理的条件や個別事情によって料金の対象となる汚水資本費（使用料対象資本費）が高水準となる事業に対する高資本費対策として、使用料単価が150円/m<sup>3</sup>以上であることを条件として資本費の一部に地方交付税措置を講じることとしていること。

オ ガス事業については、供給段階における事故を低減させるため、ねずみ鋳鉄管等の経年管対策に要する経費について、新たに地方財政措置を講じることとしていること。

カ 病院事業については、新たに「公立病院改革ガイドライン」（平成19年12月24日付け自治財政局長通知）を示し、医師不足の深刻化など経営を取り巻く環境の変化に的確に対応しつつ、地域において必要な医療提供体制を確保するため、平成20年度中に公立病院改革プランを作成し、公立病院改革に取り組むよう要請したところであり、公立病院を設置している地方公共団体においては、その実施に積極的に取り組むこと。

その際、医師不足等により近年経営が急激に悪化している地方公共団体が、不良債務の計画的な解消に取り組むことができるよう、平成20年度に限り公立病院特例債を発行することができることとするとともに、再編・ネットワーク化や経営形態の見直し等が公立病院改革プランに基づき円滑に実施されるよう、所要の地方財政措置を講じることとしていること。

(3) 以下の各事業については、特に、次の事項に配意されたい。

ア 交通事業のうちバス事業については、地方公営企業としてサービス供給を行う必要性について、民間への事業譲渡等の選択肢を含め再検討する必要があること。その上で、地方公営企業によりサービス供給を継続する場合には、

職員定数や給与水準の適正化等、経営効率化に努めること。

なお、バス事業運転手等の給与等については、「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」に留意し、総合的な点検を行い、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を住民に分かりやすく明示した取組方針を、19年度中を目途に策定し公表することを要請したところであり、民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡に一層留意し、住民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるようにすること。

イ 電気事業については、電力会社との卸供給契約が平成22年に期限を迎えることから、更なる経営効率化等に取り組むとともに、事業の在り方に関する検討を適切に行うこと。また、ガス事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）等を踏まえ、これまで民営化・民間譲渡等が進められているが、エネルギー分野における規制緩和の進展も踏まえ、引き続き地域の実情や地域住民の意向等を十分に踏まえつつ、民営化等の検討を行うこと。

ウ 下水道事業については、次の事項に配慮すること。

- ① 汚水処理施設の整備を進めるに当たっては、地域の特性、建設及び維持管理コスト等を勘案し、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の中から、各地方公共団体において地域ごとに最適な処理方法を選択若しくは効率的に組み合わせる等工夫すること。
- ② 平成18年度の繰出基準の見直しを踏まえ、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分するとともに、「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）の財務規定等の適用を推進すること。また、使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入によって賄っている地方公共団体にあつては、早急に使用料の適正化に取り組むこと。

エ 宅地造成事業については、「地方公共団体財政健全化法」に規定する資金

不足比率等の算定において、販売用土地の時価評価等が必要となることから、これに適切に取り組むこと。また、販売用土地の評価の結果、資金不足比率が経営健全化基準を上回る団体は、早急に経営の健全化に取り組むこと。なお、新規の事業計画の策定に当たっては、必要性、造成地等の需要の動向及び採算性を十分に検討の上、慎重に対処すること。

## 2 国民健康保険事業

国民健康保険事業については、その厳しい財政状況を踏まえ、次の事項に留意して、その財政の健全化に努められたい。

なお、以下の制度については、平成17年12月18日の総務・財務・厚生労働3大臣合意に沿って、平成21年度までの暫定的な措置として、引き続き、その所要額について地方交付税措置を講じることとしているので留意されたい。

- ① 保険者支援制度（708億円（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4））
- ② 高額医療費共同事業（2,090億円（国1／4、都道府県1／4、市町村国保1／2））
- ③ 国保財政安定化支援事業（1,000億円（市町村単独））

- (1) 保険者である各市町村においては、医療費適正化対策の推進に努めるとともに、医療費支出の水準に応じた保険料（税）の合理的算定を行い、その収納率の向上を図る等収入・支出を通じてその運営の適正化に努めること。
- (2) 事業勘定に対する一般会計等からの繰出しは、保険基盤安定制度に係る経費、国民健康保険事務費、出産育児一時金に係る経費の一部、国保財政安定化支援事業に係る経費及び一般住民を対象とする保健事業に係る経費の一部を除き、その性質上行うべきものではないことにかんがみ、財政援助的な繰出しを行っている地方公共団体にあつては、その是正に努めること。
- (3) 市町村国保について、事業の共同化等により、保険運営の広域化を図ること。  
なお、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、保険財政共同安定化事業が実施されているところであり、拠出金の持ち出し率

が一定以上の保険者について、都道府県調整交付金による支援を行うなど円滑な実施に配慮すること。

### 3 地方独立行政法人、地方公社、第三セクター

地方独立行政法人、地方公社及び第三セクターについては、以下の事項に留意し、適切に対処されたい。

- (1) 地方独立行政法人、地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）や第三セクターについては、その経営の適否が地方公共団体の財政に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、「地方公共団体財政健全化法」の将来負担比率に地方独立行政法人、地方公社、第三セクターの負債・債務のうち一定部分を一般会計負担見込額として算入することとされたところであり、「新地方行革指針」、「行革推進法」及び「地方行革新指針」を踏まえ、改革に取り組むこと。
- (2) 「地方公共団体財政健全化法」に基づく「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」（平成20年総務省告示第242号。以下「損失補償等負担見込額の算定基準」という。）等に基づき、第三セクター及び地方公社の経営状況や資産債務の状況について把握に努めること。その際、第三セクター及び地方公社の財務諸表の適正性の確保に留意するとともに、経営状況が悪い第三セクター及び地方公社については、より詳細な資産調査等を行うことを検討すること。
- (3) 第三セクター等の改革については、「第三セクターに関する指針」（平成15年12月12日付け自治財政局長通知）の趣旨を踏まえた積極的な取組を要請してきたところであるが、「第三セクター等の資金調達に関する損失補償のあり方について（中間まとめ）」（平成19年10月17日債務調整等に関する調査研究会報告）を踏まえ、総務省において、新たにガイドライン等を策定し、第三セクター等の資金調達に係る損失補償について、住民への情報開示の徹底、損失補償契約を締結しようとする際の手続面の厳格化を求めるとともに、第三

セクター等の存廃も含めた改革を進めるための方策を示すこととしているので留意すること。その際、損失補償債務等負担見込額の算定基準等により経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等については、その存廃も含めた改革を進めるため、平成20年度中に外部専門家等で構成される「経営検討委員会」（仮称）を設置し、評価検討を行うとともに、その検討結果を踏まえ、平成21年度までに「改革プラン」（仮称）を策定するなど、集中的な取組を要請することを予定しているので、各地方公共団体においては、対象とすべき第三セクター等の選定など、必要な準備を進めること。

- (4) 土地開発公社については、「新地方行革指針」を踏まえ、その経営改善等について積極的に取り組み、経営の改善が極めて困難と判断される場合には、その存廃も含め抜本的な検討を行うこと。

また、土地開発公社の運営に当たっては、特に次の点に留意すること。

ア 「地方公共団体財政健全化法」に規定する将来負担比率の算定において、土地開発公社の自主事業用土地等の時価評価等が必要となることから、これに適切に取り組むこと。また、土地開発公社の負債を算定した結果、将来的に一般会計等に過大な負担を生じる可能性がある場合には、早急に抜本的な対応策を検討すること。

イ 土地開発公社の経営の健全化に当たっては、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総務事務次官通知）及び「土地開発公社経営健全化対策について」（平成20年2月6日付け自治行政局地域振興課長・自治財政局地方債課長通知）に基づき、公社経営健全化団体が指定され、健全化のための取組が行われているところであるが、その他の地方公共団体についても、より一層の経営の健全化に取り組むこと。

ウ 新たな土地の取得については土地利用計画等を慎重に検討し、土地開発公社が現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努め、特に保有期間が長期にわたる土地については、処分を適切に行う

こと。また、土地取得手続の適正化、金利の低減や経営状況に関する積極的な情報公開等に努めること。

エ 地方公共団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは不適切な財政運営であることから、速やかにその改善を図ること。

(5) 供用中の有料道路のうち採算性が悪化しているものについては、経費の節減、料金の適正化等に努めること。また、新たな有料道路の建設については、当該道路整備の緊急性、採算性等を十分検討し、慎重に対処すること。さらに、地方道路公社については、新たに「地方公共団体財政健全化法」に規定する将来負担比率の算定が必要となることから、これに適切に取り組むとともに、経営状況に関する積極的な情報公開等を行うこと。

(6) 地方独立行政法人、地方公社及び地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人に対しては、その職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう引き続き要請すること。

また、地方公社及び第三セクター等については、「地方行革新指針」を踏まえ、人件費抑制、随意契約の見直し等に向け取組を進めること。

#### 4 公営競技について

公営競技は、地方財政への寄与を主たる目的として実施されるものであるが、依然として、経営状況が悪化し、収益率が低下する等極めて厳しい状況にあるので、各施行団体にあっては、交付金制度の見直し等がなされたことも踏まえ、魅力の向上による売上げの増加を図り、開催経費の削減等による経営の合理化を徹底するほか、必要に応じ、今後の事業の在り方についても検討を行われたい。

なお、引き続き、各施行団体が特別な経営改善計画を策定し、自主的に経営改善に取り組もうとする場合に、その計画に基づいて行う人員削減や機械導入等に伴い一時的に増加する経費のほか、公営競技施設に係る当該年度の地方債元金償

還金について、地方債を充当することができることとしており、必要に応じてこの措置を活用し、積極的に経営の合理化に取り組まれない。

## 5 地方公営企業等金融機構について

地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）については、「地方公営企業等金融機構法」（平成19年法律第64号。以下「機構法」という。）に基づき、平成20年度上半期の設立へ向け、平成19年11月に発足した発起人会（地方六団体の会長で構成）において準備が進められている。設立後、機構は、公営企業金融公庫（以下「現公庫」という。）の解散に伴い、平成20年10月1日からその機能を承継して業務を開始することを予定しているが、機構の貸付け等の取扱いについては、次のとおりとすることとしているので、留意されたい。

### (1) 機構の貸付け

機構の貸付対象事業については、業務の重点化に関する「機構法」の規定及び地方公共団体のニーズ等を踏まえ、現公庫の貸付対象事業から有料道路事業、宅地造成事業及び市街地再開発事業を除外し、法定の5事業（水道事業、交通事業、病院事業、下水道事業及び公営住宅事業）のほか、政令で工業用水道、電気、ガス事業等の10事業を対象として規定していること。

公営企業健全化基金による利下げは、財政融資資金の金利を下限に、現公庫と同様の特別利率0.3%、臨時特別利率0.35%の範囲内とすることを予定していること。

平成20年度地方債計画上、機構資金1兆1,230億円を計上することとしていること。なお、機構資金は、「地方財政法施行令」（昭和23年政令第267号）の公的資金となるものであること。

### (2) 機構の財政基盤の確保

機構の一般勘定で承継する金利変動準備金の総額は2.2兆円とし、これを平成29年度までの毎年度期首に2,200億円ずつ10年間で繰入れることを予定していること。



また、平成20年度の管理勘定における借換債4,200億円は、全額政府保証を付すこととしていること。

### (3) 機構への出資に対する財政措置

機構への出資については、衆参両院の附帯決議において、政府は原則すべての地方公共団体が分担するよう、適切な助言に努めることとされていること。

平成20年度においては、出資予定額166億円を地方財政計画に計上して、一般会計出資債（充当率90%）、公営企業会計出資債（充当率100%）を措置するとともに、一般財源相当分について地方交付税措置を講じることとしているので適切に対処すること。

平成20年度においては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定。以下「基本方針2006」という。）及び「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定。以下「基本方針2007」という。）に沿って、国の取組と歩調を合わせて、歳出全般にわたり見直しを行うことにより計画的な抑制を図る一方、喫緊の課題である地方の再生に向け、地方の知恵と工夫を活かした産業振興や地域活性化、生活の安全安心の確保等の施策の推進に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることとし、次の方針に基づき平成20年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

- 1 地方税については、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するため所要の措置を講じることとしている。

また、最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税について、寄附金控除の拡充、上場株式等の配当等・譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を行い、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長並びに公益法人制度改革に対応した所要の措置を講じるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、所要の措置を講じることとしている。

- 2 地方財源不足見込額について、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講じることとする。

- (1) 平成19年度に予定されていた交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金の償還を平成25年度以降に繰り延べた上で当該償還予定額（5,869億円）を平成20年度に繰り越し地方交付税の総額に加算するとともに、平成20年度に予定されている交付税特別会計借入金の償還を平成26年度以降に繰り延べる。また、平成18年度精算分の一部（5,016億円の減額のうち3,016億円）を平成21年度に繰り延べる。

- (2) 平成20年度の地方財源不足見込額5兆2,476億円については、平成19年度に講じた平成21年度までの間の制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補てん措置を講じる。その結果、平成19年度に引き続き、国と地方が折半して補てんすべき額は生じないこととなる。

ア. 建設地方債（財源対策債）の増発 1兆5,400億円

イ. 国の一般会計加算による地方交付税の増額 6,744億円（うち地方交付税法附則第4条の2第2項の加算額2,000億円、同条第3項の加算額4,744億円）

ウ. 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）の発行 2兆8,332億円（うち既往の臨時財政対策債の元利償還分1兆2,522億円、決算かい離是正分1兆2,

110億円、地方再生対策費分3,700億円)

エ. 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第4条第1項に規定する特別交付金の交付 2,000億円

なお、平成5年度の投資的経費に係る国庫補助負担率の見直しに関し一般会計から交付税特別会計に繰り入れることとしていた額等3,092億円については、法律の定めるところにより平成26年度以降の地方交付税の総額に加算するとともに、平成18年度において一般会計から交付税特別会計に繰り入れた国負担分の借入金利子相当額の予算額と実際に要した額の差額847億円については、法律の定めるところにより平成21年度及び平成22年度の地方交付税の総額から減額する。

また、交付税特別会計借入金の償還計画については、平成19年度から平成21年度までの各年度に行う予定となっている交付税特別会計借入金の償還を平成25年度以降に繰り延べる方式により、現行の償還期限の範囲で見直す。

(3) 上記の結果、平成20年度の地方交付税については、15兆4,061億円（前年度に比し1.3%増）を確保する。

3 平成20年度から適用される個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方団体の減収分を補てんするため、地方特例交付金（減収補てん特例交付金）を創設する。

4 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方団体が、行政改革と財政の健全化を推進し、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、公的資金の重点化と地方債資金の市場化を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画の規模は12兆4,776億円（普通会計分9兆6,055億円、公営企業会計等分2兆8,721億円）とする。

5 地方の再生に向け、地域経済の振興や雇用の確保を図りつつ、個性と活力ある地域社会の構築、住民に身近な社会資本の整備、災害に強い安心安全なまちづくり、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。

(1) 喫緊の課題である地方の再生に向けた総合的な戦略と連携して、「地方と都市の共生」の考え方の下、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して、地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策に必要な特別枠「地方再生対策費」4,000億円を計上し、地方の再生に向けた施策を積極的に推進する。なお、平成20年度においては、偏在是正策の効果が発現しないため、その財源のうち3,700億円を臨時財政対策債の発行により措置する。

(2) 投資的経費に係る地方単独事業費については、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し3.0%減額することとする一方で、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。

(3) 一般行政経費に係る地方単独事業費については、地方団体の自助努力を促す観点から既定の行政経費の縮減を図る一方、引き続き、地域において必要な行政課題に対して財源の重点的配分を図る。

(4) 平成20年度から施行される予定の後期高齢者医療制度の安定的な運営に資するため、所要の財政措置を講じる。

(5) 消防力の充実、自然災害の防止、震災対策の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策を推進する。

(6) 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講じる。

- 6 地方団体の公債費負担の軽減を図るため、平成19年度に引き続き平成21年度までの3年間で、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方団体を対象に、公営企業借換債を合わせて5兆円程度の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行い、その財源として必要に応じ民間等資金による借換債を発行できることとする。
- 7 地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、社会経済情勢の変化に対応した新たな事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- 8 地方行財政運営の合理化を図ることとし、「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿って、職員数の純減や給与構造改革等に引き続き取り組むとともに、事務事業の見直し、民間委託等の推進など行財政運営全般にわたる改革を推進する。

## 地方財政計画歳入歳出一覧

(単位：億円、%)

| 区 分                       | 平成20年度<br>(A) | 平成19年度<br>(B) | 増 減 額<br>(A)-(B)<br>(C) | 増 減 率<br>(C)/(B) |
|---------------------------|---------------|---------------|-------------------------|------------------|
| (歳入)                      |               |               |                         |                  |
| 地 方 税                     | 404,703       | 403,728       | 975                     | 0.2              |
| 地 方 譲 与 税                 | 7,027         | 7,091         | △ 64                    | △ 0.9            |
| 地 方 特 例 交 付 金 等           | 4,735         | 3,120         | 1,615                   | 51.8             |
| 地 方 交 付 税                 | 154,061       | 152,027       | 2,034                   | 1.3              |
| 国 庫 支 出 金                 | 100,831       | 101,739       | △ 908                   | △ 0.9            |
| 地 方 債                     | 96,055        | 96,529        | △ 474                   | △ 0.5            |
| 使 用 料 及 び 手 数 料           | 16,220        | 16,455        | △ 235                   | △ 1.4            |
| 雑 収 入                     | 50,382        | 50,572        | △ 190                   | △ 0.4            |
| 計                         | 834,014       | 831,261       | 2,753                   | 0.3              |
| 一 般 財 源                   | 598,858       | 592,262       | 6,596                   | 1.1              |
| (歳出)                      |               |               |                         |                  |
| 給 与 関 係 経 費               | 222,071       | 225,111       | △ 3,040                 | △ 1.4            |
| 退 職 手 当 以 外               | 198,206       | 201,283       | △ 3,077                 | △ 1.5            |
| 退 職 手 当                   | 23,865        | 23,828        | 37                      | 0.2              |
| 一 般 行 政 経 費               | 265,464       | 261,811       | 3,653                   | 1.4              |
| 補 助                       | 115,660       | 112,300       | 3,360                   | 3.0              |
| 単 独                       | 138,410       | 139,510       | △ 1,100                 | △ 0.8            |
| 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業      | 11,394        | 10,001        | 1,393                   | 13.9             |
| 地 方 再 生 対 策 費             | 4,000         | —             | 4,000                   | 皆増               |
| 公 債 費                     | 133,796       | 131,496       | 2,300                   | 1.7              |
| 維 持 補 修 費                 | 9,680         | 9,766         | △ 86                    | △ 0.9            |
| 投 資 的 経 費                 | 148,151       | 152,328       | △ 4,177                 | △ 2.7            |
| 直 轄 ・ 補 助                 | 64,844        | 66,444        | △ 1,600                 | △ 2.4            |
| 単 独                       | 83,307        | 85,884        | △ 2,577                 | △ 3.0            |
| 公 営 企 業 繰 出 金             | 26,352        | 27,249        | △ 897                   | △ 3.3            |
| 企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分 | 18,092        | 18,915        | △ 823                   | △ 4.4            |
| そ の 他                     | 8,260         | 8,334         | △ 74                    | △ 0.9            |
| 不 交 付 団 体 水 準 超 経 費       | 24,500        | 23,500        | 1,000                   | 4.3              |
| 計                         | 834,014       | 831,261       | 2,753                   | 0.3              |
| (地方再生対策費を除く)              | (830,014)     | (831,261)     | (△ 1,247)               | (△ 0.2)          |
| 地 方 一 般 歳 出               | 657,626       | 657,350       | 276                     | 0.0              |
| (地方再生対策費を除く)              | (653,626)     | (657,350)     | (△ 3,724)               | (△ 0.6)          |

## 平成20年度地方債計画

平成20年4月30日 平成20年総務省告示第266号  
 改正平成20年5月13日 平成20年総務省告示第294号

(単位：億円、%)

| 項 目            | 平成20年度<br>計画額 (A) | 平成19年度<br>計画額 (B) | 差 引<br>(A)-(B) (C) | 増 減 率<br>(C)/(B)×100 |
|----------------|-------------------|-------------------|--------------------|----------------------|
| 一 一般会計債        |                   |                   |                    |                      |
| 1 一般公共事業       | 18,874            | 19,467            | △ 593              | △ 3.0                |
| 2 公営住宅建設事業     | 1,603             | 1,680             | △ 77               | △ 4.6                |
| 3 災害復旧事業       | 403               | 408               | △ 5                | △ 1.2                |
| 4 教育・福祉施設等整備事業 | 6,241             | 6,538             | △ 297              | △ 4.5                |
| (1) 学校教育施設等    | 1,993             | 2,068             | △ 75               | △ 3.6                |
| (2) 社会福祉施設     | 306               | 316               | △ 10               | △ 3.2                |
| (3) 一般廃棄物処理    | 1,369             | 1,505             | △ 136              | △ 9.0                |
| (4) 一般補助施設等    | 1,873             | 1,949             | △ 76               | △ 3.9                |
| (5) 施設(一般財源化分) | 700               | 700               | 0                  | 0.0                  |
| 5 一般単独事業       | 25,341            | 26,562            | △ 1,221            | △ 4.6                |
| (1) 一般         | 3,841             | 4,254             | △ 413              | △ 9.7                |
| (2) 地域活性化      | 870               | 900               | △ 30               | △ 3.3                |
| (3) 防災対策       | 1,260             | 1,300             | △ 40               | △ 3.1                |
| (4) 合併特例       | 9,500             | 9,500             | 0                  | 0.0                  |
| (5) 臨時地方道等     | 8,600             | 9,300             | △ 700              | △ 7.5                |
| (6) 臨時河川等      | 570               | 587               | △ 17               | △ 2.9                |
| (7) 臨時高等学校     | 700               | 721               | △ 21               | △ 2.9                |
| 6 辺地及び過疎対策事業   | 3,213             | 3,312             | △ 99               | △ 3.0                |
| (1) 辺地対策       | 493               | 508               | △ 15               | △ 3.0                |
| (2) 過疎対策       | 2,720             | 2,804             | △ 84               | △ 3.0                |
| 7 公共用地先行取得等事業  | 636               | 667               | △ 31               | △ 4.6                |
| 8 行政改革等推進      | 4,400             | 4,500             | △ 100              | △ 2.2                |
| 9 調整(不交付団体分)   | 50                | 50                | 0                  | 0.0                  |
| 計              | 60,761            | 63,184            | △ 2,423            | △ 3.8                |
| 二 公営企業債        |                   |                   |                    |                      |
| 1 水道事業         | 4,263             | 4,374             | △ 111              | △ 2.5                |
| 2 工業用水道事業      | 259               | 295               | △ 36               | △ 12.2               |
| 3 交通事業         | 2,798             | 2,990             | △ 192              | △ 6.4                |
| 4 電気事業・ガス事業    | 40                | 63                | △ 23               | △ 36.5               |
| 5 港湾整備事業       | 556               | 550               | 6                  | 1.1                  |
| 6 病院事業         | 2,865             | 2,386             | 479                | 20.1                 |
| 7 介護サービス施設整備事業 | 22                | 20                | 2                  | 10.0                 |
| 8 市場事業・と畜場事業   | 448               | 289               | 159                | 55.0                 |
| 9 地域開発事業       | 1,467             | 1,374             | 93                 | 6.8                  |
| 10 下水道事業       | 14,994            | 15,275            | △ 281              | △ 1.8                |
| 11 観光その他事業     | 71                | 108               | △ 37               | △ 34.3               |
| 計              | 27,783            | 27,724            | 59                 | 0.2                  |
| 合 計            | 88,544            | 90,908            | △ 2,364            | △ 2.6                |

(単位：億円、%)

| 項 目                        | 平成20年度<br>計画額 (A) | 平成19年度<br>計画額 (B) | 差 引<br>(A)-(B) (C) | 増 減 率<br>(C)/(B)×100 |
|----------------------------|-------------------|-------------------|--------------------|----------------------|
| 三公営企業借換債                   | 2,000             | 2,000             | 0                  | 0.0                  |
| 四臨時財政対策債                   | 28,332            | 26,300            | 2,032              | 7.7                  |
| 五退職手当債                     | 5,900             | 5,900             | 0                  | 0.0                  |
| 六国の予算等貸付金債                 |                   |                   |                    |                      |
| 1 地方道路整備臨時貸付金              | ( 1,000 )         | ( - )             | ( 1,000 )          | ( 皆 増 )              |
| 2 そ の 他                    | ( 1,127 )         | ( 437 )           | ( 690 )            | ( 157.9 )            |
| 計                          | ( 2,127 )         | ( 437 )           | ( 1,690 )          | ( 386.7 )            |
| 総 計                        | ( 2,127 )         | ( 437 )           | ( 1,690 )          | ( 386.7 )            |
|                            | 124,776           | 125,108           | △ 332              | △ 0.3                |
| 内 訳                        |                   |                   |                    |                      |
| 普通会計分                      | 96,055            | 96,529            | △ 474              | △ 0.5                |
| 公営企業会計等分                   | 28,721            | 28,579            | 142                | 0.5                  |
| 資金区分                       |                   |                   |                    |                      |
| 公 的 資 金                    | 45,730            | 46,300            | △ 570              | △ 1.2                |
| 財 政 融 資 資 金                | 32,400            | 32,800            | △ 400              | △ 1.2                |
| 公営企業金融公庫資金                 | 2,100             | 13,500            | △ 11,400           | △ 84.4               |
| 地方公営企業等金融機構資金 <sup>※</sup> | 11,230            | -                 | 11,230             | 皆 増                  |
| ( 国 の 予 算 等 貸 付 金 )        | ( 2,127 )         | ( 437 )           | ( 1,690 )          | ( 386.7 )            |
| 民 間 等 資 金                  | 79,046            | 78,808            | 238                | 0.3                  |
| 市 場 公 募                    | 34,000            | 34,000            | 0                  | 0.0                  |
| 銀 行 等 引 受                  | 45,046            | 44,808            | 238                | 0.5                  |

※ 地方公営企業等金融機構法施行令（平成19年政令第384号）附則第2条の規定による改正後の地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第4条第2号（平成20年10月1日施行）に規定する資金。

(備 考)

- 平成21年度までの3年間で、「三公営企業借換債」と合わせて5兆円程度の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還を行うこととし、繰上償還の財源として必要に応じ民間等資金による借換えについて同意（許可）することを見込んでいる。
- 地方税の減収が生じることとなる場合において発行する減収補てん債及び資金区分の変更等による借換えについて同意（許可）することを見込んでいる。
- 国の予算等貸付金債の（ ）書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

## 別紙4

## 平成20年度地方交付税総額算定基礎

(単位:百万円、%)

| 区分                     | 平成20年度<br>当初予算額<br>A    | 平成19年度            |                   |                   | 増減額               |                | 増減率            |            |            |
|------------------------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------|----------------|------------|------------|
|                        |                         | 当初予算額<br>B        | 補正額<br>C          | 補正後<br>B+C<br>D   | A-B<br>E          | A-D<br>F       | E/B<br>(%)     | F/D<br>(%) |            |
| 国<br>税                 | 所得税(A)                  | 16,279,000        | 16,545,000        | -447,000          | 16,098,000        | -266,000       | 181,000        | -1.6       | 1.1        |
|                        | 酒税(B)                   | 1,532,000         | 1,495,000         | -                 | 1,495,000         | 37,000         | 37,000         | 2.5        | 2.5        |
|                        | 二税計(ア)                  | 17,811,000        | 18,040,000        | -447,000          | 17,593,000        | -229,000       | 218,000        | -1.3       | 1.2        |
|                        | 法人税(イ)                  | 16,711,000        | 16,359,000        | -396,000          | 15,963,000        | 352,000        | 748,000        | 2.2        | 4.7        |
|                        | 消費税(ウ)                  | 10,671,000        | 10,645,000        | -73,000           | 10,572,000        | 26,000         | 99,000         | 0.2        | 0.9        |
|                        | たばこ税(エ)                 | 894,000           | 926,000           | -                 | 926,000           | -32,000        | -32,000        | -3.5       | -3.5       |
| 一<br>般<br>会<br>計       | (ア)×32%                 | 5,699,520         | 5,772,800         | -143,040          | 5,629,760         | -73,280        | 69,760         | -1.3       | 1.2        |
|                        | (イ)×34%                 | 5,681,740         | 5,562,060         | -134,640          | 5,427,420         | 119,680        | 254,320        | 2.2        | 4.7        |
|                        | (ウ)×29.5%               | 3,147,945         | 3,140,275         | -21,535           | 3,118,740         | 7,670          | 29,205         | 0.2        | 0.9        |
|                        | (エ)×25%                 | 223,500           | 231,500           | -                 | 231,500           | -8,000         | -8,000         | -3.5       | -3.5       |
|                        | 小計                      | 14,752,705        | 14,706,635        | -299,215          | 14,407,420        | 46,070         | 345,285        | 0.3        | 2.4        |
|                        | 当該年度国税決算に伴う<br>精算分      | -200,000          | -                 | -                 | -                 | -200,000       | -200,000       | 皆減         | 皆減         |
|                        | 過年度精算分                  | -87,000           | -87,000           | -                 | -87,000           | -              | -              | -          | -          |
|                        | 小計(法定五税分)               | 14,465,705        | 14,619,635        | -299,215          | 14,320,420        | -153,930       | 145,285        | -1.1       | 1.0        |
|                        | 法附則第4条第1項第3号に<br>基づく加算額 | 200,000           | -                 | -                 | -                 | 200,000        | 200,000        | 皆増         | 皆増         |
|                        | 法附則第4条第1項第4号に<br>基づく加算額 | 474,415           | -                 | 299,215           | 299,215           | 474,415        | 175,200        | 皆増         | 58.6       |
| 計<br>臨時財政対策特別加算額       | -                       | -                 | -                 | -                 | -                 | -              | -              | -          |            |
| <b>計<br/>(一般会計繰入れ)</b> | <b>15,140,120</b>       | <b>14,619,635</b> | <b>-</b>          | <b>14,619,635</b> | <b>520,485</b>    | <b>520,485</b> | <b>3.6</b>     | <b>3.6</b> |            |
| 特<br>別<br>会<br>計       | 返還金                     | 162               | 268               | -                 | 268               | -106           | -106           | -39.6      | -39.6      |
|                        | 特別会計借入金                 | -                 | -                 | -                 | -                 | -              | -              | -          | -          |
|                        | 借入金償還額                  | -                 | -586,900          | 586,900           | -                 | 586,900        | -              | 皆増         | -          |
|                        | 借入金等利子充当分               | -571,100          | -566,100          | -                 | -566,100          | -5,000         | -5,000         | 0.9        | 0.9        |
|                        | 剰余金の活用                  | 250,000           | 215,000           | -                 | 215,000           | 35,000         | 35,000         | 16.3       | 16.3       |
|                        | 前年度からの繰越分               | 586,900           | 1,520,841         | -                 | 1,520,841         | -933,941       | -933,941       | -61.4      | -61.4      |
|                        | 翌年度への繰越分                | -                 | -                 | -586,900          | -586,900          | -              | 586,900        | -          | 皆増         |
|                        | <b>計</b>                | <b>15,406,082</b> | <b>15,202,745</b> | <b>-</b>          | <b>15,202,745</b> | <b>203,337</b> | <b>203,337</b> | <b>1.3</b> | <b>1.3</b> |
| 地<br>方<br>交<br>付<br>税  | <b>合計</b>               | <b>15,406,082</b> | <b>15,202,745</b> | <b>-</b>          | <b>15,202,745</b> | <b>203,337</b> | <b>203,337</b> | <b>1.3</b> | <b>1.3</b> |
|                        | 内<br>普通交付税              | 14,481,565        | 14,290,328        | -                 | 14,290,328        | 191,237        | 191,237        | 1.3        | 1.3        |
|                        | 特別交付税                   | 924,517           | 912,417           | -                 | 912,417           | 12,100         | 12,100         | 1.3        | 1.3        |

(注)表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。